

南阿蘇村商工会

■村商工会青年部 広島視察研修

10月5日、6日の2日間、広島県にて村商工会青年部の県外視察研修を実施しました。

今年度から新たに加わった青年部員4人を含む全12人が参加しました。

初日には世界遺産に登録されていることで知られる観光スポットである「宮島・厳島神社」を視察し、2日目に「平和記念公園」を視察しました。

広島は、インバウンドにおいて、国内でもトップクラスといわれており、宮島内にある旅館やゲストハウス、みやげ屋など、サービスの質の高さには目を見張るものがありました。



村商工会青年部の大津康伸部長は「今回の視察研修で広島歴史や文化

などに触れて大いに刺激を受けた。経営者として、そして村商工会青年部として、今後の村の復旧復興につなげていけるよう取り組んでいきたい」と話されました。

■県創業者支援資金 について

(一)信用保証料を全額補助
創業者の支援として、創業時の借入にかかる信用保証料の全額補助を行ないます。

創業者に対し、創業時における初期投資の負担軽減を図り、村内における産業の創出を促進し、経済の活性化と新たな雇用の創出を図ることを目的に実施します。

(二) 専門家派遣制度

創業者支援として、創業前から専門家派遣制度を利用することが出来ます(無料)。創業にかかる事業計画策定や健全な資金計画策定について専門家による支援を受けることが可能です。

また、創業後も専門家および協会職員がフォローアップを行うので、創業後も安心です。

この県創業者支援資金の利用には一定の条件があります。詳細、ご不明の点については、村商工会またはお近くの金融機関までお問い合わせください。



訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意出来ないことを伝え、1時間後に今度は男性が来た。「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪などを含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまっ」と言われた。

ひとこと助言

・自宅で購入した品を買い取ってもらった訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしま

しょう。

・購入業者は、前もって電話で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めめることはできません。「貴金属はないか」などと、当初と違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

・訪問購入はクーリング・オフができます。(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできます。物品を渡さないことがトラブルを防ぐ、一つの方法となります。

お困りのことがあれば、どんなことでも、南阿蘇消費者相談室まで、ご相談ください。

■巡回消費者相談日

11月14日(火) 南阿蘇村役場 会議室

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く